

2025 年 8 月

アジア最新法律情報 No.242

個人情報保護・データプライバシーニュースレター No.59

タイ

タイ個人情報保護委員会による制裁金事例の公表

弁護士 箕輪 俊介

弁護士 中 翔平

1. はじめに

タイの個人情報保護委員会（「PDPC」）は、NO&T Asia Legal Update No. 205/ NO&T Data Protection Legal Update No. 48「[個人情報保護法違反を理由に制裁金が課された初めての事例（タイ）](#)」（2024 年 9 月）において紹介をしたとおり、2024 年 8 月に 2022 年の施行以降初めて、タイ個人情報保護法（「PDPA」）違反に基づく制裁金事例を公表した。今般、PDPC は、2025 年 8 月 1 日に新たに PDPA 違反を理由とする 5 つの制裁金事例（「**本件制裁金事例**」）を公表した。PDPC は、自らの公式 SNS サイトにおけるプレスリリースの掲載に加えて、記者会見において本件制裁金事例の説明を行っている。本稿では、本件制裁金事例の概要を紹介すると共に、本件制裁金事例から垣間見える PDPC の運用・執行傾向についての考察を述べる。

2. 本件制裁金事例

(1) 政府機関に対するサイバー攻撃（「事例 1」）

概要	- オンライン上でウェブアプリを提供する政府機関に対するサイバー攻撃の発生により、20 万人以上の個人データがダークウェブに掲載された。 - ウェブアプリのシステム開発・管理は外部業者が担当。
PDPA 違反の内容	- 安全管理措置の懈怠（リスク評価及び定期的な安全管理措置の見直し並びにデータへのアクセス制御措置の不足を含む。） - データ管理者とデータ処理者の間で締結することが求められている個人データ処理契約の未締結
制裁金	- 政府機関（データ管理者）：153,120 バーツ（約 70 万円¹） - 外部業者（データ処理者）：153,120 バーツ（約 70 万円）

(2) 民間病院の医療記録の漏洩（「事例 2」）

概要	民間病院が外部業者である個人の第三者に対して医療記録の破棄を依頼したところ、当該個人が医療記録を自宅へ持ち帰り、医療記録の適切な破棄を行わなかった。
----	--

¹ 1 バーツ＝約 4.55 円（2025 年 8 月 14 日時点のレート）で計算。以下同様。

	➤ かかる医療記録が市販されているスナックの包装として利用されていることが SNS 上で判明し、結果として、1,000 人以上の個人データ（健康情報等のセンシティブデータを含む。）が流出したことが判明。
PDPA 違反の内容	➤ 個人データの破棄についての民間病院の第三者に対する監督義務違反 ➤ 委託先の外部業者について、民間病院の指示に反して医療記録の破棄を行わず、他の用途に医療記録を利用したこと ➤ 委託先の外部業者について、委託元である民間病院に対する個人データの漏洩の通知の懈怠
制裁金	➤ 民間病院（データ管理者）：1,210,000 バーツ（約 550 万円） ➤ 外部業者たる個人（データ処理者）：16,940 バーツ（約 7 万 7,000 円）

(3) コンピュータ製品の販売業者の顧客データの電話詐欺業者への漏洩（「事例 3」）

概要	➤ コンピュータ及びその部品の卸売・小売業者の顧客データが電話詐欺業者へ漏洩した（漏洩に至る経緯の詳細は未公表）。 ➤ 100 人以上の顧客から当該漏洩について PDPC へ報告がなされた。
PDPA 違反の内容	➤ 安全管理措置の懈怠 ➤ 個人データの漏洩の PDPC への報告の懈怠 ➤ データ保護責任者（Data Protection Officer（「DPO」））の未選任
制裁金	➤ 販売業者（データ管理者）：7,000,000 バーツ（約 3,190 万円）

(4) 化粧品販売業者の顧客データの電話詐欺業者への漏洩（「事例 4」）

概要	➤ 化粧品販売業者の顧客データが電話詐欺業者へ漏洩した（漏洩に至る経緯の詳細は未公表）。
PDPA 違反の内容	➤ 安全管理措置の懈怠 ➤ 個人データの漏洩の PDPC への報告の懈怠
制裁金	➤ 販売業者（データ管理者）：2,500,000 バーツ（約 1,140 万円）

(5) アート玩具の販売業者に対するハッキング（「事例 5」）

概要	➤ アート玩具の販売業者は、外部業者に対して予約システムの管理を委託していたところ、かかるシステムへのハッキングが発生した。 ➤ ハッキングにより、1,000 万項目程保有していた個人データのうち約 20 万項目の個人データの書き換えが行われた。
PDPA 違反の内容	➤ 安全管理措置の懈怠
制裁金	➤ 販売業者（データ管理者）：500,000 バーツ（約 230 万円） ➤ 外部業者（データ処理者）：3,000,000 バーツ（約 1,370 万円）

3. 問題となった PDPA の規定

本件制裁金事例において問題となった PDPA の規定及びその概要は以下のとおりである。

- データ管理者による個人データの安全管理措置の遂行義務・見直し義務（PDPA 第 37 条第（1）号）²
- データ管理者による個人データ侵害の報告義務（PDPA 第 37 条第（4）号）³

² 安全管理措置の指針を定めた下位規則が施行済みである。

³ データ管理者は、個人データの漏洩が発生した場合には、当該漏洩がデータ主体の権利・自由に対するリスクを生じさせる可能性が低い場合でない限り、遅滞なく、かつ、実施可能であれば漏洩を知ったときから 72 時間以内に当局へ通知することが求められる。ま

- データ処理者によるデータ管理者の指示遂行義務（PDPA 第 40 条第 1 項第（1）号）
- データ処理者による個人データの安全管理措置の遂行義務（PDPA 第 40 条第 1 項第（2）号）
- データ処理者によるデータ管理者に対する個人データ侵害の報告義務（PDPA 第 40 条第 1 項第（2）号）
- データ処理契約の締結（PDPA 第 40 条第 3 項）
- DPO の選任（PDPA 第 41 条）⁴

4. 考察

今般の PDPC の公表では各本件制裁金事例の事実関係は簡潔に述べられているに過ぎず、情報漏洩に至った経緯や PDPA 違反の詳細は明らかにされていないため、各本件制裁金事例において上記のような制裁金を課すに至った背景・理由を正確に把握することは難しい。そのため、公表されている情報からの推測となるが、本件制裁金事例の中では以下のような特徴が見られた。

- 事例 1、事例 2 及び事例 5 では、データ管理者のみならずデータ処理者の PDPA 違反も認められており、違反の内容・程度によっては、データ管理者のみならず、データ処理者に対しても制裁金を課すことを躊躇しないことが明らかになったといえる。
- 事例 3 と事例 4 はいずれも顧客データの漏洩事案という点で共通点があるが、最終的に課された制裁金の金額は事例 3 の方がはるかに大きい。事例 4 ではデータ管理者が適切にデータ主体の損害の拡大防止措置を実施・通知したと思われる一方で、事例 3 ではこれが十分ではなかったと思われることが最終的に制裁金の金額に影響した可能性がある。
- また、事例 3 と事例 4 の違いとして、事例 3 においては DPO を選任していないことが PDPA 違反の一つとして認定されている。2024 年 8 月に課された制裁金事例でも DPO を選任していないことが認定されており、個人データの漏洩があった際に DPO を選任しているか否かは PDPA 違反の重大性を判断する上で重要な要素の一つとなっていることが窺われる。特に事例 3 や事例 4 のように多くの消費者を抱え、多くの個人データを取り扱う可能性のある小売業に従事している場合には、DPO の選任の要否を PDPA の規定に照らして慎重に検討する必要があると考える。
- 事例 5 では、データ管理者よりデータ処理者に対する制裁金の金額の方が大きくなっている。このことから PDPC としては委託元への監督責任のみならず個人データの漏洩に寄与した程度を勘案してデータ管理者とデータ処理者の PDPA 違反の重大性を判断した可能性がある。
- 他方で、事例 2 は事例 5 と同様にデータ処理者の寄与が大きいケースであるものの、データ管理者に対する制裁金の金額の方が大きくなっている。もっとも、事例 2 は個人に対するデータ処理の委託事例という点でやや特殊であり、委託元と委託先の関係性や処理を委託された情報が医療情報というセンシティブデータであることを考慮して、委託元である病院により重い管理責任を問うべきという判断が働き、データ管理者に対してより重い制裁金が課された可能性がある。

5. おわりに

今回公表された本件制裁金事例はいずれも個人データの漏洩等が発端となって制裁金が課されたものであり、この点は、2024 年 8 月に公表された事例と同様である。PDPC の現行の運用としては、個人データの漏洩等が発生した場合にそれを契機として PDPA の遵守状況について具体的に調査を行う方向にあり、それ以外のケースで

た、当該漏洩がデータ主体の権利・自由に対する高度のリスクを生じさせる可能性がある場合には、遅滞なく、データ主体に対しても、その旨及び救済措置を通知する必要がある。これに関して、個人データの侵害に関する下位規則が施行済みである。

⁴ データ管理者又はデータ処理者は、（1）データ管理者若しくはデータ処理者の個人データの処理業務が、大量の個人データを取り扱うという理由のために、個人データ若しくはそのシステムの定期的な監視を要する場合、又は、（2）データ管理者若しくはデータ処理者の中心的業務がセンシティブデータの処理である場合には、DPO を選任する必要がある。これに関して、DPO の選任に関する下位規則が施行済みである。

PDPC が自発的に PDPA の遵守状況の監査を行っているといった動きは見受けられない。もっとも、今回、PDPC が本件制裁金事例の公表に伴って大々的に記者会見を行ったことは PDPC から事業者に対してより厳格な法令遵守を求める旨のメッセージと捉えることも可能である。PDPA が施行してから約 3 年が経過した今、PDPA に関する事業者の実務対応は、形式的な必要書面の作成といった表面上の対応だけでは足りず、より実態を伴った形で社内の体制・システム整備と法令に従った運用が求められる段階に来ているといえるだろう。

[執筆者]



箕輪 俊介（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd. 弁護士・パートナー）

shunsuke_minowa@noandt.com

現在バンコクオフィスにて勤務。バンコク赴任前は、中国を中心としたアジア諸国への日本企業の進出支援、並びに、銀行法務及び不動産取引を中心に国内外の企業法務全般に従事。現在は、タイ及びその周辺国への日本企業の進出、並びに、在タイ日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。



中 翔平（長島・大野・常松法律事務所 Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd. 弁護士）

shohei_naka@noandt.com

2013年に長島・大野・常松法律事務所に入所。ファイナンスを主要な取扱分野とし、プロジェクトファイナンス、不動産取引、金融レギュレーション及び個人情報保護の分野を中心に国内外の案件に従事。2020年5月に University of California, Los Angeles School of Law を卒業後、2020年12月より長島・大野・常松法律事務所バンコクオフィスに勤務。現在は、M&Aのサポートや不動産取引等のプロジェクト案件に加えて、外資規制等の規制・許認可対応も行っており、特に個人情報保護の分野については、当局対応も含めて豊富な経験を有する。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。